

III 研究グループ報告

『中小企業のための IFRS』に関する一考察

平賀正剛

愛知学院大学 経営学部

要 旨

本稿は『中小企業のための IFRS』の根底にある会計観を明らかにすることを目的としている。『中小企業のための IFRS』とは、パブリック・アカウントビリティがなく、かつ外部利用者に対して一般目的財務諸表を公表している企業を適用対象とした会計基準であり全 35 セクションからなる、中小企業のための 1 組の会計基準である。

『中小企業のための IFRS』は、中小企業の財務諸表利用者のニーズと、情報作成のコスト/ベネフィットの観点から、現行の IFRSs を簡略化することによって完成された基準である。

簡略化によって生じた現行 IFRSs との相違点を分析すると、『中小企業のための IFRS』には、資産負債アプローチの後退、ならびに公正価値測定の際の限定という特徴がみられる。一方、同基準の概念フレームワークに該当するセクション 2 の内容は、資産負債アプローチや公正価値測定に基づいた枠組みとなっている。

このことから、本基準の本質は現行 IFRSs と遜色のないことが明らかとなった。

1. はじめに

本稿は、国際会計研究学会の研究グループ「国際会計基準の収斂に関する主要課題の検討」において筆者が担当した『中小企業のための国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities)』に関する研究の成果をまとめたものである。同研究グループの目的は、座長の野村健太郎教授の言葉を借りれば、「国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : 以下 IFRSs と略記) とは何か?」ということ を明らかにすることである。したがって、この研究グループの目的に照らして考えれば、本研究には「中小企業のための IFRS とは何か?」ということ を明らかにするテーマが課されることになろう。もう少し具体的いえば、中小企業のための IFRSs の根底にある会計観 (あるいは基礎的な会計思考) を明らかにすることが本研究の目的といえる。

そのための方法として、本稿では、現行の IFRSs (『中小企業のための IFRS』ではこれを full IFRSs と呼んでいることから、本稿でも以下“完全版 IFRSs”という名称を用いる) と『中小企業のための IFRS』との相違点に着目し、その分析を通じて『中小企業のための IFRS』の本質を探っていく。

国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : 以下 IASB と略記) は、『中小企業のための IFRS』の設定にあたり、完全版 IFRSs が、基本的には中小企業を含めたあらゆる企業に適用可能である [IASB, 2009 b, par. 48] と明言した

上で、その基準開発にあたっては、現行の概念フレームワーク¹⁾とその他の諸原則、および解釈指針等を含めた関連文書から諸概念を抽出することより出発すべきである旨 [IASB, 2009 b, par. 95] が述べられている。

その一方で、中小企業の財務諸表の利用者ニーズおよびコスト/ベネフィットの観点から修正を図る [IASB, 2009 b, par. 95] 必要性も主張されている。具体的には、中小企業の実務負担軽減という観点から、いくつかの認識・測定について簡略化 (Simplification) が行われ、これらが『中小企業のための IFRS』に取り入れられている。

そこで本稿では、①完全版 IFRSs におけるどのような認識・測定基準が、『中小企業のための IFRS』においてどの程度まで簡略化されたのか、および②『中小企業のための IFRS』の概念的枠組みはどのような内容をもっているのか、という2点に焦点を当て考察を進めていきたい。換言すれば、完全版 IFRSs および現行の概念フレームワークをベンチマークとし『中小企業のための IFRS』の根底にある会計観を明らかにしていく。

2. 『中小企業のための IFRS』に関する基礎的考察

『中小企業のための IFRS』は、2009年7月に IASB から公表された、中小企業向けの会計基準である。本基準は2004年に公表された『討議資料：中小企業のための会計基準に関する予備的見解』、これに続き2007年に公表された『公開草案』を経た後、完成に至った。

¹⁾ IASC が 1989 年に公表した概念フレームワークを指す。

図表1 『中小企業のためのIFRS』各セクションのタイトル

	序文	18	のれん以外の無形資産
1	中小企業	19	企業結合およびのれん
2	諸概念および広く認められた諸原則	20	リース
3	財務諸表の表示	21	引当金、偶発債務および偶発資産
4	財政状態計算書	21	負債および持分
5	包括利益計算書および損益計算書	23	収益
6	持分変動計算書および利益剰余金計算書	24	政府補助金
7	キャッシュ・フロー計算書	25	借入費用
8	財務諸表への注記	26	株式報酬
9	連結および個別財務諸表	27	資産の減損
10	会計方針、見積りおよび誤謬	28	従業員給付
11	基本的な金融商品	29	法人所得税
12	その他の金融資産	30	外貨換算
13	棚卸資産	31	超インフレーション
14	関連会社に対する投資	32	後発事象
15	ジョイント・ベンチャーに対する投資	33	関連当事者についての開示
16	投資不動産	34	特殊活動
17	有形固定資産	35	中小企業のためのIFRSへの移行

『中小企業のためのIFRS』は、特定の論点毎に1つの基準が設けられている完全版IFRSsとは異なり、中小企業の財務諸表作成に必要なすべての基準を含んでいる。具体的には図表1に示すように、全35セクションからなる、中小企業向けの1組の会計基準である。その詳細な検討に入る前に、本節では『中小企業のためのIFRS』の概要を知るための基礎的な考察を行う。すなわち、本基準における中小企業の定義、ならびに中小企業の財務諸表の利用者、ならびに財務諸表作成の目的を整理しておく。

2-1. 中小企業の定義

『中小企業のためのIFRS』の適用対象となる中小企業 (Small and Medium-sized entities) は、①当該企業にパブリック・アカウンタビリティがなく、②外部利用者に

対して一般目的財務諸表を公表している企業と定義される [IASB, 2009 a, par. 1.2]。ここでいうパブリック・アカウンタビリティについては次のように定義されている。すなわち、(a)負債証券または持分証券が公開市場において取引されている、もしくは公開市場での取引のために当該証券を発行する準備段階にある、または(b)当該企業の本業として、広範な外部者グループに対する信用力によって諸資産を保有している場合、当該企業にはパブリック・アカウンタビリティがあると判断され [IASB, 2009 a, par. 1.3]、本基準の適用対象とはみなされない。

パブリック・アカウンタビリティに関する上記(b)の定義については、その具体的例として銀行、信用組合、保険会社、証券会社、投資信託会社、投資銀行があげられている [IASB, 2009 a, par. 1.3]。したがって、端

的に捉えれば、『中小企業のための IFRS』はいわゆる公開会社と金融企業以外を対象とした基準といって差し支えないように思われる。

IASB は、どの国でも一様に適用可能な規準を作成することが不可能であることを理由に、本基準の適用範囲について、資本金や売上、または従業員数等による定量的規準を定めていない [IASB, 2009 b, pars. BC 69-BC 70]。ただし、本基準の公開草案とともに公表された『結論の根拠』では、基準設定にあたり、従業員が 50 名程度の企業が直面する取引や事象を想定したことが述べられている [IASB, 2007 b, par. BC 45]。).

2-2. 中小企業の財務諸表の目的

『中小企業のための IFRS』では、中小企業の財務諸表の目的は「特定の情報ニーズを満たすような報告書を作るよう要求できない立場にある広範な外部利用者が行う経済的意思決定に有用な、当該企業の財政状態、業績、およびキャッシュ・フローに関する情報を提供すること」 [IASB, 2009 a, par. 2.2] とされている。この目的を理解する上で重要なのは、IASB の想定する中小企業の財務諸表の利用者を明らかにすることであろう。

一般的に考えれば、中小企業の財務諸表の目的は、課税可能利益の計算にあるといえよう。ところが『結論の根拠』によれば、そのような目的は本基準において重視されていない。IASB は、中小企業の財務諸表の目的として、税務当局による課税可能利益算定とオーナー経営者による経営上の意思決定のための情報提供を認めてはいる。ところが、税務当局およびオーナー経営者は、自分たちの目的に適合した情報を、当該中小企業に対し作成・提出させる権限を有している [IASB,

2009 b, pars. BC 51, BC 53] ことから、両者の目的に適合した財務諸表が、中小企業にとっての一般目的財務諸表となる必要はない [IASB, 2009 b, par. 54] ことが主張されている。と同時に『中小企業のための IFRS』によって計算された損益を調整することにより、これを課税可能利益計算の出発点として利用することが可能であり、そのような調整は各国レベルで容易に開発が可能である [IASB, 2009 b, par. BC 51] とも述べられている。

一方、広範な外部利用者については『結論の根拠』において次のような利用者グループがあげられている。

- (a) 中小企業に与信を行う銀行
 - (b) 中小企業へ販売を行うとともに信用取引や価格決定のために当該中小企業の財務諸表を利用する納入業者
 - (c) 中小企業を格付けするために中小企業の財務諸表を利用する格付け機関その他
 - (d) 取引を行うか否かを決定するために中小企業の財務諸表を利用する顧客
 - (e) 当該中小企業の経営者以外の株主
- [IASB, 2009 b, par. BC 80]

2-3. 零細企業について

本基準における中小企業の定義に関連し、いわゆる零細企業までも本基準の適用対象に含めるべきかという問題が考慮されてしかるべきであろう。具体的にいえば、零細企業にとって、このような財務報告基準が過度の負担となるのではないか、それゆえ、もっとシンプルなもの 1 組の基準を設定すべきではないか、という問題である²⁾。

IASB は『結論の根拠』の中で零細企業への本基準適用の正当性を論じている。その論

拠は2つ示されている。1つは、すでに80ヶ国において完全版IFRSsがすべての企業を適用対象とした財務報告基準として採用されていることから、そもそも完全版IFRSs自体がいかなる企業にとっても適した基準であると判断されており、その前提に立てば『中小企業のためのIFRS』も零細企業にとって決して負担となることはないという論理である [IASB, 2009 b, par. 73]。

もう1つは、財務諸表の外部利用者の意思決定有用性を強調した論理である。先にあげた外部利用者は、それぞれの情報ニーズに合わせて作成された情報を当該企業に対して要求する権限は有していない。彼らが利用できるのは一般目的財務諸表のみであり、企業の規模を問わず、そのような外部利用者に財務諸表を公表する限り、本基準を用いることによって財務諸表が彼らの情報ニーズを満たすことになる [IASB, 2009 b, par. 74]。

以上を踏まえた上で『中小企業のためのIFRS』の内容を次節以降で検討していく。

3. 簡略化にみられる『中小企業のためのIFRS』の特徴

冒頭でも述べたように、完全版IFRSsは原則としてすべての企業に適用可能である、という考えが『中小企業のためのIFRS』設定にあたってのIASBの基本姿勢である。さらにIASBは、中小企業の財務諸表の利用者の情報ニーズは、公開企業と基本的に大

差はないと判断している [IASB, 2009 b, par. 96]。したがって、IASBは、中小企業向けの会計基準を別個に、一から設定するというアプローチを却下し、完全版IFRSsを修正することによって、1組の中小企業向け基準を設定していくというアプローチを採用した [IASB, 2009 b, par. 97]。そこで行われたのが、完全版IFRSsにおける認識・測定基準の簡略化である。幸いなことに、どの基準について簡略化が行われたのかについては『結論の根拠』においてすべて明らかにされている [IASB, 2009 b, pars. BC 98-BC 150]。そこで本節では、この簡略化された部分を分析し、完全版IFRSsとどの程度の相違があるのかを明らかにしていく。

『中小企業のためのIFRS』において行われた簡略化は合計で23項目に及ぶ。その内容を要約したのが、図表2である。この簡略化の内容から、完全版IFRSsと比較した場合、『中小企業のためのIFRS』には次の2つの特徴が認められる。

3-1. 資産負債アプローチの若干の後退

1点目として指摘できるのは、現行の完全版IFRSsの特徴と考えられる資産負債アプローチが『中小企業のためのIFRS』ではわずかながら後退しているように思われる点である。そのことを想起させる簡略化の1つは、のれんおよび耐用年数の確定できない無形資産について、10年を上限とした償却処理を

²⁾たとえば国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development : UNCTAD) の会計と報告の国際基準に関する政府間専門作業部会 (Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting : ISAR) は2004年、『中小企業のための会計および財務報告ガイドライン (Accounting and Financial Reporting Guidelines for Small and Medium Sized Enterprise : SMEGA)』を公表した。ここでは企業は3層に分類され、いわゆる零細企業に対してはきわめてシンプルな基準が用意されている。詳細についてはISAR (2004 b) を参照されたい。

図表2 『中小企業のためのIFRS』における認識・測定の簡略化

No.	セクション	簡略化の概要（該当パラグラフ）
1		<p>金融資産の類型数の削減（par. 11.8～11）： IAS39 パラグラフ9 に示されている分類のうち「売却可能金融資産」および「満期保有目的投資」という保有目的による分類が、『中小企業のためのIFRS』では採用されていない。</p>
2		<p>認識の中止に関する処理の簡略化（pars. 11.33-38）： IAS39 パラグラフ20 において認識の中止に適用される「継続的関与アプローチ」ならびにIAS39 パラグラフ19 におけるパス・スルー取引に関する認識の中止が『中小企業のためのIFRS』では省略されている。</p>
3	Sec. 11, 12： 金融資産	<p>ヘッジ会計の対象の限定（par. 12.17）： 『中小企業のためのIFRS』では、ヘッジ会計の適用対象を次の4つに限定している。 ・償却原価で測定される負債証券の金利リスク ・確認契約または蓋然性のきわめて高い予測取引における為替リスクまたは金利リスク ・商品のもつ価格リスク、または商品売買の確定約定もしくは蓋然性の高い予定取引における価格リスク ・在外営業活動体への純投資における為替リスク</p>
4		<p>組込デリバティブに関する処理規定の省略（BC101（d）, 105）： 『中小企業のためのIFRS』では、組込デリバティブに対する別途の会計処理規定を設けていない。ただし、主契約と密接な関係のない組込デリバティブを含んだ非金融契約は、金融資産としてセクション12 に準拠し、公正価値で会計処理する。</p>
5	Sec. 14, 15： 関連会社・ジョイント・ベンチャー	<p>原価法および損益計算書を通じた公正価値による測定の容認（pars. 14.5, 14.9, 15.10, 15.14）： 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資の会計処理方法として、a) 原価法（原価から累計減損損失を減じた額で当該投資を測定する）、b) 持分法、c) 公正価値モデル（公正価値で測定し、差額を損益計算書で損益として認識する方法）の3つが、連結財務諸表ベースにおいて代替的に認められている。</p>
6	Sec. 16：投資不動産	<p>公正価値の算定に過度の費用および努力を必要とする場合の投資不動産の測定に関する簡略化（par. 16.7） 『中小企業のためのIFRS』では、当初認識後の投資不動産の測定にあたり、公正価値が過度の費用および努力なしに測定できない場合には原価モデルに従って当該投資不動産を測定する。また、原価モデルに従った場合、当該投資不動産の公正価値を開示することは求められない。</p>
7	Sec. 17, 27： 売却目的で保有する非流動資産	<p>売却目的で保有する非流動資産に関する基準の省略（pars. 17.26, 27.9） 『中小企業のためのIFRS』には、IFRS5 に該当する、売却目的で保有する非流動資産に関するセクションは存在しない。なお、減損の兆候の1つに“資産の処分 intent”が含まれている。</p>
8	Sec. 17, 18： 有形固定資産・無形資産	<p>耐用年数、残存価額、償却方法の見直しに関する簡略化（par. 17.19, 18.24） 耐用年数、残存価額、償却方法に変更をもたらすような兆候があった場合のみ、SME はそれらの見直しを行うよう、『中小企業のためのIFRS』では規定されている。</p>
9	Sec. 18：研究開発費	<p>すべての研究開発費の即時費用処理（par. 18.14）： 『中小企業のためのIFRS』では、すべての研究開発費を即時費用処理するよう求めている。</p>
10	Sec. 18, 19, 27：のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の償却と減損	<p>のれんが資金生成単位に配分できない場合の追加規定（par. 27.27）： のれんを資金生成単位もしくは資金生成単位グループに配分できない場合、a) 当該のれんがまだ統合されていない被取得企業に関わるものであれば、被取得企業全体の回収可能価額を、b) 当該のれんがすでに統合されている被取得企業に関わるものであれば、すでに統合された企業を除く、企業グループ全体の回収可能価額、のいずれかを決定することによって、のれんの減損テストを行う。</p>

11		<p>のれんおよび耐用年数を確定できない無形固定資産の償却処理の容認 (pars. 18.20, 19.23) :</p> <p>耐用年数を確定できない無形資産は10年を耐用年数と仮定し償却を行う。一方のれんは、セクション18の無形固定資産の償却規定に従い、償却を行う。ただし、信頼性のある耐用年数を見積もることができない場合には、耐用年数を10年と仮定する。</p>
12	Sec. 20 : リース	<p>オペレーティング・リースにおいてリース料にインフレ補償が付いている場合の定額法によるリース収益・費用認識の免除 (par. 20.15, 20.25) :</p> <p>インフレ率の上昇がリース料に反映されるようなリース契約が結ばれている場合、リース収益・費用の認識にあたり、定額法を適用することを免れる。</p>
13	Sec. 24 : 政府補助金	<p>政府補助金の認識に関する簡略化 (par. 24.4) :</p> <p>『中小企業のためのIFRS』では、政府補助金は、具体的な将来の活動要件を規定していないものは、補助金が入受可能となった時に、活動要件を規定しているものは、その要件を満たした時に収益として認識する。すなわち、実質的に政府補助金はすべて一時に収益として認識される。</p>
14	Sec. 25 : 借入費用	<p>借入費用の発生時費用処理 (pars. 25.2) :</p> <p>借入費用は全額を発生した期間の費用として認識する。</p>
15	Sec. 26 : 株式報酬	<p>付与した持分証券の公正価値を、信頼性をもって見積もることができない場合に関する簡略化 (par. 26.10) :</p> <p>『中小企業のためのIFRS』では、持分決済型の株式報酬取引において受け取った財貨またはサービスの公正価値、さらに付与した持分証券の公正価値を、信頼性をもって見積もることができない場合には、当該持分証券の公正価値を、取締役の最善の見積もりによって決定するよう求められている。</p>
16		<p>企業または相手方に現金決済または持分金融証券での決済の選択権が与えられている場合の処理に関する簡略化 (par. 26.15) :</p> <p>この場合、(a) 企業がかつて、同様の契約のもとで持分金融証券を発行した経験がある、または (b) 現金決済の選択肢が取引上実質をもっていない、という条件を満たしていない限り、当該株式報酬は現金決済型の株式報酬取引として処理する。</p>
17	Sec. 27 : 従業員給付	<p>給付建債務の測定に関する簡略化 (par. 28.18~20) :</p> <p>IAS19において給付建債務の測定に適用される予測単位積増方式について、『中小企業のためのIFRS』では、中小企業が予測単位積増計算に基づく情報がすでに利用可能である、あるいは過度の費用または努力を必要とせず当該情報を入手可能である場合、予測単位積増方式を適用しなければならない (par. 28.18)。</p> <p>一方、予測単位積増方式に基づく情報が利用可能でなく、あるいは当該情報の入手に過度の費用または努力が必要な場合には、予測単位積増方式を基礎としながらも、将来の昇給、従業員が将来提供する役務、雇用期間中の死亡率、従業員が退職後給付金を受け取ると予測される日など、保険数理上の仮定を無視することができる (par. 28.19)。</p> <p>また、給付建債務の包括的な評価を每期行う必要はなく、計算上の前提に大きな変化がなければ、従業員数や給与水準の変化にあわせ前期の測定値を調整し、給付建債務を策定することができる (par. 28.20)。</p>
18		<p>保険数理差損益に関する代替的会計処理方法の削減 (par. 28.24) :</p> <p>保険数理差損益は、これを発生時に全額損益計算書において認識する方法、および発生時に全額その他の包括利益の中で直接認識する方法の2つの代替的処理が規定されている。</p>
19		<p>過去勤務費用の会計処理に関する簡略化 (par. 28.21) :</p> <p>新たな給付建制度の導入または給付建制度の変更により、給付建債務に生じる増減額 (正または負の過去勤務費用) は、当該期間の損益として認識する。</p>
20	Sec. 29 : 法人所得税	<p>繰延税金の当初測定に関する簡略化 (par. 29.25) :</p> <p>『中小企業のためのIFRS』は、当期税金と繰延税金の当初測定にあたり、企業が配当を負債として認識するまで、未処分利益に適用可能な税率を用いて当期税金と繰延税金の金額を計算し、企業が配当の支払いを負債として認識する時点で、当期税金負債 (資産) および繰延税金負債 (資産)、および関連する税金費用を認識する。</p>

21	Sec. 30：外貨換算	在外事業体に対する正味投資額を構成する貨幣性項目の換算差額の処理に関する簡略化 (par. 30.13)： 在外事業活動体に対する報告企業の正味投資額の一部を構成する貨幣性項目については、在外事業活動体および報告企業を含む財務諸表の中で、その他の包括利益において、持分の一構成要素として報告し、その後正味投資額が処分された時でも損益計算書で再認識しないものとする。
22	Sec. 34：生物資産	公正価値の算定に過度の費用および努力を必要とする場合の生物資産の測定 (par. 34.8)： 中小企業への実務負担を軽減する観点から、過度の費用と努力を必要とせずに公正価値を算定することができない場合には、生物資産に対して原価モデルを適用して当該生物資産を測定する。
23	Sec. 35：中小企業のためのIFRSへの移行	比較情報に関する免除規定 (パラグラフ 35.11)： 『中小企業のためのIFRS』適用初年度に、再表示財務諸表を作成することが実務上不可能な企業は、本基準パラグラフ 35.7～10の規定を、それ以前の期間で適用可能な期間から適用し、本基準を適用した初年度のデータと比較することができない過去の期間のデータを明確にする。本基準を初年度に適用して財務諸表を作成する前の期間について、本基準で要求されている開示を行うことができない場合には、それを省略する旨を開示しなければならない。

採用した [IFRSs, 2009 a, pars. 18.20, 19.23] という点である (図表 2 No. 11 参照)。

一定期間での償却という処理の本質は、適正な期間利益の計算という観点からの原価の期間配分であると考えられる。とすれば、これは収益費用アプローチに根差す (もしくは同アプローチになじむ) 会計処理といえる。一方、完全版 IFRSs では、国際会計基準 (International Accounting Standards: 以下 IAS と略記) 第 38 号および IFRS 第 3 号において、耐用年数の確定しない無形資産やのれんに対し、便宜的な償却を認めない [IASB, 2004 a, par. 107; IASB, 2004 b, par. 55] のは、逆に資産負債アプローチが重視されていることの表れといえるのではないだろうか。とすれば、便宜的償却が採用されたという結果だけをみれば『中小企業のためのIFRS』においては、資産負債アプローチが後退したという見方ができるのではないだろうか。

有形固定資産および無形資産の耐用年数、残存価額、償却方法について、変更の兆候が

あったときにのみ、その見直しを求め、毎期末の見直しを要求しない [IASB, 2009 a, pars. 17.19, 18.24] (図表 2 No. 8 参照) というのも、資産負債アプローチの後退をうかがわせる点である。IAS 第 16 号および 38 号では、少なくとも毎期末にはそれらの見直しを行うことが要求されている [IASB, 2003 a, par. 51, 61; IASB, 2004 a, par. 104]。これは減価償却を単に規則的な期間配分と捉えるのではなく、当該資産の償却可能価額を期間毎に厳密に測定するためのものであると考えられる。その意味で、IAS 第 16 号および 38 号の規定は資産負債アプローチを具現化した処理であるのに対し、『中小企業のためのIFRS』では、資産負債アプローチがややトーンダウンしているように思われる。

また『中小企業のためのIFRS』において、研究開発費や借入費用について、すべての即時費用処理のみが規定されている [IASB, 2009 a, par. 18.14, 25.2] (図表 2 No. 9, 14 参照) 点についても、同様の指摘ができるよ

うに思われる。IAS第23号では、適格資産の取得、建設、製造に関わる借入費用を資産化する代替的会計処理が容認されている [IASB, 2003 b, par. 11]。IAS 38号では、開発局面において一定の要件を満たした費用は資産として認識することが義務付けられている [IASB, 2004 a, par. 57]。このような、資産としての要件を厳密に定義し、それを満たしたものは資産化を義務付けるという、完全版IFRSsにみられる姿勢は『中小企業のためのIFRS』では影をひそめ、即時費用処理が要求されている。

3-2. 公正価値による測定の限定

『中小企業のためのIFRS』にみられる特徴の2点目は、公正価値を基礎とした測定を行う場面が、完全版IFRSsに比べてやや限定されていることである。この特徴は、投資不動産および生物資産の測定に関する箇所に見受けられる。

IAS第40号では、投資不動産の当初認識後の測定方法として公正価値モデルが規定され [IASB, 2003 c, par. 33]、公正価値が信頼性をもって算定不可能な場合にのみ、原価モデルを用いた測定が代替的に認められている [IASB, 2003 c, par. 53]。またIAS 41号にもいっても、生物資産について、当初認識時および各貸借対照表日において、やはり公正価値が信頼性をもって測定できない場合を除き、公正価値に基づいた測定を行うことが義務付けられている [IASB, 2001, par. 12]。それに対し『中小企業のためのIFRS』では、投資不動産の当初認識後の測定、また生物資産の当初認識時および当初認識後の測定方法について、過度の費用と努力を必要とせずに公正価値を算定することができない場合に限り、原価モデルによる測定を

容認している [IASB, 2009 a, pars. 16.7, 34.8]。

端的に言えば、完全版IFRSsでは、どのようなコストや手間をかけても公正価値の算定が不可能である場合に限り原価モデルの使用を認めているのに対し、『中小企業のためのIFRS』では、相当のコストや努力がなければ公正価値の算定が難しいと判断される時点で、原価モデルの採用が認められることになる。その意味で、『中小企業のためのIFRS』では、公正価値モデルの適用要件が若干緩和され、代わりに原価モデル適用の余地がわずかながら広げられたといえよう。

また、『結論の根拠』で示されている簡略化には含まれていないものの、有形固定資産の当初認識後の測定についても、同様の特徴がみられる。すなわち、IAS第16号では原価モデルとともに、公正価値を基礎とした再評価モデルが容認されている [IASB, 2003 a, pars. 29-31] のに対し、『中小企業のためのIFRS』では原価モデルのみが測定方法として規定されている [IASB, 2009, par. 17.15]。これも測定にあたって公正価値を用いる機会が限定されている一例といえるのではないだろうか。

4. セクション2にみられる『中小企業のためのIFRS』の概念的枠組み

前節での考察により、『中小企業のためのIFRS』では、現行の完全版IFRSsにみられる2つの特徴が、若干希薄化されているように思われる。では『中小企業のためのIFRS』は、資産負債アプローチおよび公正価値測定という、現行IFRSsの枠組みからやや離脱するような基準として設定されたの

であろうか。このことを確かめるために、本節では『中小企業のための IFRS』の概念フレームワークともいえる、同基準のセクション2の内容を吟味してみたい。

セクション2は全52の paragraph から構成されるが、その内容は、中小企業の財務諸表の目的 (pars. 2.2-3)、財務諸表における情報の質的特性 (pars. 2.4-14)、財務諸表の構成要素 (pars. 2.17-26)、財務諸表の構成要素の認識・測定 (pars. 2.27-51) に関する記述であり、そのほとんどは1989年に当時の国際会計基準審議会 (International Accounting standards committee: IASC) から公表された『財務諸表の作成および表示に関する概念フレームワーク (以下 IASB フレームワークと略記)』にみられる記述を、文言をほぼそのままに要約した内容となっている。語弊を恐れずにいえば、現行フレームワークのエッセンス版ともいえよう³⁾。

セクション2を概観した場合、注目すべき点が2つあるように思われる。1つは、現行 IASB フレームワークと比較した場合、目的適合性と信頼性との関係に関する記述に若干変化が見られること、もう1つは測定の基礎として公正価値が前面に強調されていることである。以下、この2点について論じてみたい。

4-1. 目的適合性と信頼性との関係

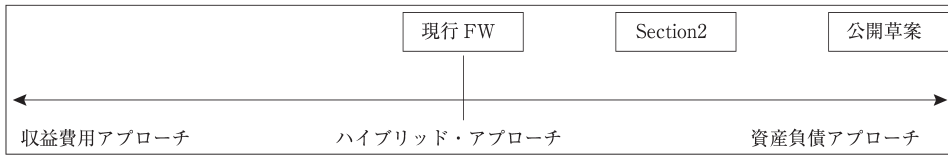
現行の IASB フレームワークの大きな特徴の1つは、資産負債アプローチと収益費用アプローチの折衷ともいえるべき、ハイブリッド・アプローチが採用されている点にあることがしばしば指摘される。

ここでは目的適合性とは、資産負債観に基づき主観性を重視することを意味する質的特性として、一方、信頼性は、収益費用観に基づき客観性を重視する事を意味する質的特性 [津守, 2002, p. 269] と解釈される。現行の IASB フレームワークでは、主要な質的特性として、理解可能性と比較可能性とともに、目的適合性と信頼性を並列的に取り上げており [IASC, 1989, par. 24], 目的適合性と信頼性の両者に優劣をつけるような記述は見られない。その一方で、目的適合性と信頼性の間にはトレード・オフ関係が成立することが述べられる [IASC, 1989, pars. 32,43] とともに、質的特性間でトレード・オフを考量し、その適切な均衡を図る必要性 [IASC, 1989, par. 45] が指摘されている。このような記述上の特徴をもって、現行の IASB フレームワークはハイブリッド・アプローチと称される [野口・向, 2007, p. 18]。

現行の IASB フレームワークは、公開草案が公表され、目下その改訂作業が進んでいるが、この公開草案では、基礎的な質的特性として目的適合性と表現の忠実性の2つをあげている [IASB, 2008, pars. QC 2-11]。すなわち、従来の信頼性が姿を消し、これまで信頼性を構成する特徴とされてきた表現の忠実性にとって代わられているのである。さらに、目的適合性と表現の忠実性との関係については、基準設定にあたり、報告すべき経済事象をまず目的適合性に照らして識別することからスタートすべきであると論じられている [IASB, 2008, par. QC 13]。つまり、これまで並列的に扱われてきた主要な質的特性間の関係に変化が生じ、目的適合性に優位性

³⁾ ただし、当初認識における測定 (par. 2.46) や資産・負債を金融資産・負債とそれ以外のものに分けて当初認識後の測定を論じる (pars. 2.47-51) など、現行フレームワークには該当する箇所のない記述もみられる。

図表3 現行フレームワーク，セクション2，改訂フレームワーク公開草案の位置付け



が与えられたのである。収益費用観に根差した質的特性である信頼性が消え、資産負債観をベースとする目的適合性を第一に考慮するという点で、改訂中の概念フレームワークは、資産負債アプローチに重点を置くものと解される。

現行および改訂中の概念フレームワークに関する以上の状況を踏まえ、セクション2の信頼性に関する記述を見てみると、セクション2では現行フレームワークと同様、目的適合性と信頼性が主要な質的特性としてあげられてはいるものの、両者のトレード・オフ関係、あるいは質的特性間の均衡については、さほど強調されていないように思われる。

現行フレームワークでは、信頼性の定義において、目的適合性とのトレード・オフ関係について言及されている [IASB, 1989, par. 32] が、セクション2における信頼性の定義

には、同様の記述は見られない⁴⁾。また、質的特性間の均衡について言及した現行フレームワークのパラグラフ45に該当する記述は完全に削除されている。

この点に鑑みれば、セクション2は、現行のフレームワークにおける記述をとどめつつも、目的適合性と信頼性とのトレード・オフ関係を曖昧にしている点で、改訂中のフレームワークの特徴も考慮した内容となっているように思われる。目的適合性と信頼性との関係を視座とした場合、現行フレームワーク、セクション2、改訂フレームワークの公開草案の3者は図表3のように位置付けられよう。

4-2. 測定の基礎としての公正価値の位置付け

前述のように、セクション2の後半は財務諸表の構成要素の認識・測定に関して論じた

⁴⁾ ただし、情報の適時性の定義の中で、適時的情報によってもたらされる目的適合性と信頼性とのトレード・オフ関係については言及されている。この点は、現行のフレームワーク [IASB, 1989, par. 43] と同様である。とはいえ、これはあくまで適時性という質的特性の範囲での議論であり、IASB [1989, par. 32] に見られるような、目的適合性と信頼性との間に本質的なトレード・オフ関係があることを指摘したものではないように考えられる。

⁵⁾ また、現行フレームワークでは表現の忠実性および中立性などが信頼性を構成する質的特性として位置づけられ、それらが信頼性に関する定義とは別のパラグラフで個別に論じられていた [IASB, 1989, pars. 33-34, 36]。ところがセクション2では、これらがすべて信頼性の定義の中に包含される形で定義されている。『中小企業のためのIFRS』は2年後に本基準を用いて財務諸表を作成した中小企業のレビューを通じて大幅な見直しを予定するとともに、その後3年毎に改訂の提案を行うことを予定している [IASB, 2009 b, par. BC 165]。将来の改訂により、改訂中の概念フレームワークに合わせ、セクション2も改訂されるとすれば、信頼性とそれに関連する質的特性をひと括りにしておくことで、信頼性の削除ならびに表現の忠実性の導入は、それほど大きな修正をとまなうことなく、非常にスムーズに行われよう。この点から、セクション2が、概念フレームワークの公開草案へ容易に移行できるよう設計されているという指摘はできないであろうか。

部分となっている。その多くは現行フレームワークと文言を同じくする記述であるが、注目されるのは財務諸表の構成要素の測定属性に触れたパラグラフ 2.34 である。

現行 IASB フレームワークでは、測定の基礎として歴史的原価、現在原価、実現可能価額、現在価値が並列的にあげられている [IASB, 1989, par. 100]。その一方、セクション 2 では「2 つの共通の測定基礎 (two common measurement basis) として、歴史的原価と公正価値が示されている。このうち、取得原価については「資産の取得時において、当該資産を取得するために支払われた現金もしくは現金同等物の金額、または与えた対価の公正価値」 [IASB, 2009 a, par. 2.34]、負債については、「歴史的原価は、当該債務が発生した時点で受領した現金もしくは現金同等物の流入額、または債務と交換に受領した非貨幣資産の公正価値」 [IASB, 2009 a, par. 2.34] と説明されている。一方、公正価値は「第三者間の公正な取引において、取引に関する知識をもち、取引を行う意志のある集団の間で、資産が交換されうる金額、または負債が決済される金額」 [IASB, 2009 a, par. 2.34] と定義されている。

注目されるのは、歴史的原価が公正価値という概念を用いて定義されている点である。これは歴史的原価が当初認識時点での公正価値と位置付けられていることを意味しているように思われる。とすれば、セクション 2 においては、2 つの測定属性が並列的に示されているのではなく、基本的には公正価値が単独の測定属性として採用されているといえよう。

セクション 2 のパラグラフ 2.47 では、金融資産および負債の当初認識後の測定について「本基準が原価や償却原価などの基礎に基

づく測定を求める、または容認しない限り、その他の金融資産および金融負債を公正価値で測定し、公正価値の変動額を損益として認識する」としている。

また非金融資産については「ほとんどの非金融資産を当初歴史的原価で認識するが、その後はそれらを、その他の測定基礎に基づいて測定する」 [IASB, 2009 a, par. 2.49] として、当初認識後の回収可能価額による測定の可能性を示唆しているものの、投資や生物資産について「公正価値によるその後の測定を容認する、もしくは要求している」 [IASB, 2009 a, par. 2.50] として、公正価値による当初認識後の測定を認めている旨が概念フレームワークの中にも含まれている。これらの点に鑑みれば、非金融資産についても、原則としては公正価値を基礎とした測定の枠組みが提示されていることになるのではないだろうか。

以上の考察から、セクション 2 の内容は、現行の IFRSs (完全版 IFRSs) の特徴である資産負債アプローチ、公正価値測定が十分に考慮された内容となっているように思われる。とくに目的適合性と信頼性の関係に着目すれば、それは現在進行中の概念フレームワーク改訂プロジェクトを意識した内容になっていると考えられる。

5. むすびにかえて

『中小企業のための IFRS』には、随所に完全版 IFRSs の特徴である、資産負債アプローチや公正価値測定からの離脱が認められるものの、全体としては現行の完全版 IFRSs の枠組みが維持されているといえる。とくに本基準の概念フレームワークにあたる

セクション2は、現行のIFRSsに合わせて改訂中の概念フレームワークの公開草案に矛盾のないよう配慮されているように見受けられる。『結論の根拠』の中でも述べられているように、本基準については、将来、定期的な改訂作業が行われる予定になっている[IASB, 2009 b, par. BC 165]。セクション2にみられる特徴は、その改訂作業を通じて、本基準が完全版IFRSsに近い内容のものにシフトしていくことを可能にする枠組みが確保されている、ということの意味している。また、本稿の目的である『中小企業のためのIFRS』の本質を明らかにするという観点からいえば、本基準は実質的に現行の完全版IFRSsと同様の会計観に立脚するものであると判断される。

ただ、1つ不明瞭な点がある。冒頭でも述べたように、『中小企業のためのIFRS』設定にあたっては、中小企業の財務諸表の利用者ニーズおよびコスト/ベネフィットの観点から適切な修正を考慮する[IASB, 2009 b, par. 95 (b)]ことが明らかにされた。では、費用収益アプローチに立脚した会計処理、あるいは取得原価を基礎とした測定が“簡略化”という名の下に多く導入されたのは、中小企業の財務諸表の利用者のニーズを考慮した結果か、あるいは会計情報のコスト/ベネフィットを勘案した結果か、どちらなのであるだろうか。

資産負債アプローチでは資産・負債の測定がもっとも大きな課題となる。さらに公正価値を測定属性とすれば、各種の見積りが必須となり、測定の問題がきわめて複雑化する。一方、収益費用アプローチに基づき、歴史的な原価を主な測定属性とする、いわゆる伝統的な会計モデルは、資産負債アプローチ・公正価値測定による会計モデルに比べれば、相対

的に単純なものとなろう。今回の簡略化の本質は、単にコスト/ベネフィットの観点から処理を単純化するためだけのものだったのであるか。それとも、中小企業にとって、あるいは中小企業の財務諸表の利用者にとって一定の意義が見出されたがために、そのような処理が導入されたのだろうか。

セクション2の内容が、改訂中の概念フレームワークに近いことに鑑みれば、簡略化の内容は、やはりコスト/ベネフィットの観点が重視された結果であると考えるのが妥当であるかもしれない。とすれば、中小企業（非公開企業）にとって、IFRSsと同様の会計観に立脚した基準を適用することが有用であるかどうか、もっと議論を尽くすことが必要なようにも思われる。

その点に関し、『結論の根拠』を見る限りでは、真の意味での議論がなされていないようにも感じられる。資産負債アプローチと公正価値測定を特徴とした会計モデルとは、すなわち、資産・負債を公正価値によって厳密に測定し、両者の差額である純資産を計算するものである。その計算は、当該企業に対する所有者の持分を明確にする、という意義をもつことになろう。所有が広範かつ多岐にわたる公開企業については、そのような会計に有用性が見出されようことは理解できる。同時に、そのような財務諸表が、所有者以外の利害関係者にとっても一定の意義をもつことも納得できる。翻って非公開企業の場合はどうであろうか。『結論の根拠』では、一般目的財務諸表の普遍的な有用性のみが強調されるばかりで、非公開企業に対してどのような会計モデルが有用であるかの議論が不十分であろうようにも思われる。今後の同基準に対する各国の対応が注目される。

【参考文献】

- IASB (1989), *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASB.
- IASB (2001), International Accounting Standard No. 41 *Agriculture*, IASB.
- IASB (2003 a), International Accounting Standard No. 16 *Property, Plant and Equipment*, IASB.
- IASB (2003 b), International Accounting Standard No. 23 *Borrowing Costs*, IASB.
- IASB (2003 c), International Accounting Standard No. 40 *Investment Property*, IASB.
- IASB (2004 a), International Accounting Standard No. 38 *Intangible Assets*, IASB.
- IASB (2004 b), International Financial Reporting Standard No. 3 *Business Combinations*, IASB.
- IASB (2004 c), *Discussion Paper Preliminary Views on Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities*, IASB.
- IASB (2007 a), *Exposure Draft of a Proposed IFRS for Small and Medium-sized Entities*, IASB.
- IASB (2007 b), *Basis for Conclusions on Exposure Draft IFRS for Small and Medium-sized Entities*, IASB.
- IASB (2008), *An Improved Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
- IASB (2009 a), *IFRS for Small and Medium-sized Entities*, IASB.
- IASB (2009 b), *Basis for Conclusions IFRS for Small and Medium-sized Entities*, IASB.
- ISAR (2004 a), *Accounting and Financial Reporting Guidelines for Small and Medium-Sized Enterprises Level 2 Guidance*, United Nations Publication.
- ISAR (2004 b), *Accounting and Financial Reporting Guidelines for Small and Medium-Sized Enterprises Level 3 Guidance*, United Nations Publication.
- 津守常弘 (2002), 『会計基準形成の論理』, 森山書店。
- 向伊知郎, 野口倫央 (2006), 「財務情報の質的特性」, 『財務会計論—国際的視点から』 (税務経理協会), pp. 15-20。